第七条の二十七　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。 一　当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童の医療費支給認定保護者が当該申請をしようとする場合にあつては、当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童との続柄 二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、居住地及び生年月日 三・四　（略） ②　（略）	**第七条の二十七**　法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。 一　当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄 二　当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日 三・四　（略） ②　前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
第七条の二十八　都道府県は、法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。 一～三　（略） ②　当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。	**第七条の二十八**　都道府県は、法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるものとする。 一～三　（略） ②　当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（懲戒に係る権限の濫用禁止） **第九条の三**　児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	（懲戒に係る権限の濫用禁止） **第九条の三**　児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給認定の申請等） **第十二条**　法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。 一　当該申請に係る指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先 二～十　（略） 2・3　（略） （法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項） **第二十五条**　法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地及び生年月日 二～八　（略）	（支給認定の申請等） **第十二条**　法第六条第一項の規定により、支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地の都道府県に提出しなければならない。 一　当該申請に係る指定難病の患者の氏名、性別、居住地、生年月日及び連絡先 二～十　（略） 2・3　（略） （法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項） **第二十五条**　法第七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、性別、居住地及び生年月日 二～八　（略）